

市第57号議案 横浜市港湾施設条例の一部改正

1 改正の目的

横浜市港湾施設条例における占用料のうち、電柱や地下埋設物などの道路法で定める占用物件と同種のものについては、横浜市道路占用料条例で定める道路占用料に準拠しています。

今回、横浜市道路占用料条例改正による道路占用料の改定を受け、同一の定例会において、横浜市港湾施設条例の一部を改正し、港湾施設の占用料を改定します。

2 改正の概要

占用料の単価を次のとおり改定します。

<新旧対照表>

(単位:円)

占用物件		単 位	旧	新	
電柱、電線、変圧塔、 公衆電話所、郵便差 出箱、広告塔その他こ れらに類する工作物を 設ける場合の占用料	第二種電柱	本/年	4,700	4,800	
	広告塔	m ² /年	14,000	15,000	
上空工作物を設ける 場合の占用料	旗 ざ お	催事、集会等	本/日	140	150
		その他のもの	本/月	1,400	1,500
	幕	催事、集会等	m ² /日	140	150
		その他のもの	m ² /月	1,400	1,500
	アーチ	基/月	6,800	7,600	
催事、集会等の行事に際し、一時的に設ける施設		m ² /日	140	150	
工事用施設その他		m ² /月	1,400	1,500	

3 施行予定日

令和6年4月1日